

議案第42号

地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したアメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例の報告及び承認について

上記の議案を提出する。

令和8年5月26日

提出者 目黒区長 青 木 英 二

地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したアメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、令和8年4月1日にアメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例（令和8年4月目黒区条例第25号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき、報告し、承認を求める。

（説明） 地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）の施行に伴い、軽自動車税の区分の廃止に係る規定の整備を行うため、条例改正の必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないと認め専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第3項の規定に基づき、この案を提出します。

別 紙

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例（昭和35年10月目黒区条例第12号）の一部を次のように改正する。

題名中「の種別割」を削る。

第1条中「の種別割（以下「種別割」という。）」を削る。

第2条中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第3条第1項中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第2項中「種別割の」を「軽自動車税の」に、「軽自動車税（種別割）納税証紙」を「軽自動車税納税証紙」に改め、同項ただし書中「種別割を」を「軽自動車税を」に、「軽自動車税（種別割）納税済検印」を「軽自動車税納税済検印」に改め、同条第3項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第4条中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

別記第1号様式中「軽自動車税（種別割）納税証紙」を「軽自動車税納税証紙」に改める。

別記第2号様式中「軽自動車税（種別割）納税済検印」を「軽自動車税納税済検印」に改める。

付 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後のアメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の賦課徴収の特例に関する条例の規定は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、令和7年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。